

年頭のごあいさつ



公立学校共済組合和歌山支部
支部長 宮下 和己



平成30年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、本県教育の充実発展のため、ご尽力くださるとともに、公立学校共済組合和歌山支部の各種事業運営にご理解と多大なご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

現在、我が国では少子高齢化や家族形態の変容等、社会が変化しております。当共済組合においても、組合員数の減少、年金受給者の増加が続くこと等によりまして、厳しい状況に向かっており、このため、各事業の運営に当たりましては、これまで以上に効率的な対応が求められています。

和歌山支部では、関係機関とも連携を図りながら、各事業の運営が組合員の皆様の期待に応えるものとなりますよう、努めてまいります。

結びに、組合員とその家族の皆様が、在職中はもとより、退職後においても安心した生活が確保できるよう、事業運営に万全を期してまいります。

本年も、皆様のご健康とご多幸を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

平成29年度末 退職予定組合員に対する年金制度等説明会のご案内

定年退職者及び定年外退職者(期限付き講師除く。)の退職時の手続等についての説明会です。
詳細については、平成29年12月5日付け公共和第444号で通知しております。

日程	会場	時間
平成30年 1月24日(水)	和歌山ビック愛	13:20~16:20
平成30年 1月26日(金)	ホテル アバローム紀の国	
平成30年 1月30日(火)	粉河ふるさとセンター	
平成30年 2月 2日(金)	和歌山県情報交流センター Big・U	
平成30年 2月 6日(火)	和歌山県情報交流センター Big・U	
平成30年 2月 9日(金)	和歌山県自治会館	

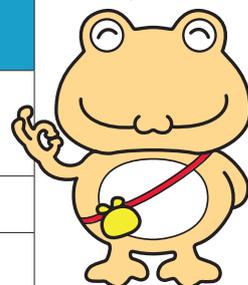
平成30年1月から 貸付利率が下がります!

皆さまのかねてからのご要望にお応えして、平成30年1月から、全ての貸付種別において貸付利率を引き下げることとなりました!

新規に貸付けを受ける方はもちろん、既に借りている方も、手続き不要で利率が下がります。
既に借りている方には、新しい償還表を12月以降にお送りします。

-1.4%

	平成29年12月まで 適用される利率		平成30年1月以降に 適用される利率
一般・特別・住宅・教育・ 医療・結婚・葬祭貸付け	2.72% (保証料 ^{※1} 率0.06%を含む。)	➔	1.32% ^{※2} (保証料 ^{※1} 率0.06%を含む。)
住宅災害・災害貸付け	1.72%	➔	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	2.46%	➔	1.06%



※1 保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

※2 貸付利率は、見直し時点の利率です。今後、金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

※3 阪神・淡路大震災に伴う貸付けおよび東日本大震災に伴う貸付け等、上表に記載のない利率については、共済組合本部ホームページをご覧ください。

被扶養者の特定健診診査の受診はお済みですか?

特定健康診査の対象となる被扶養者には、「特定健康診査受診券」を配付しております。

受診券の有効期限は、平成30年1月31日までです。まだ受診されていない被扶養者の方は、健診機関に予約のうえ、期間内に受診してください。

- 受診は無料です。(特定健康診査項目に限る。)
- 受診の際は、「特定健康診査受診券」と「被扶養者証」が必要です。

新規採用組合員の皆様へ

利用期日が近くなってきましたので、新規採用組合員の方に平成29年度新設されました補助の利用促進のご案内をいたします。

アバローム紀の国
フレッシュ宿泊補助

新規採用された組合員の方が心身ともの保養等を目的として、アバローム紀の国
でのご宿泊費の一部を補助します。(年度間 1人1回5,000円)

公立学校共済組合和歌山支部ホームページから様式をダウンロードし記載のうえ
宿泊施設(アバローム紀の国)へ直接ご提出ください。

HP 様式・記入例▶◎「健康管理」関係様式・記入例▶「健康管理」関係様式・記入例▶
「アバローム紀の国フレッシュ宿泊補助」(様式第14号)

平成29年7月1日より

パパ・ママ育休プラスの支給期間の延長の判断時期が改正になりました。

通常の場合の延長要件である「子が1歳に達する日後の期間について、当面保育が実施されない場合」の「1歳に達する日」をパパ・ママ育休プラスの場合の育児休業手当金を受けようとする期間の末日が当該子の1歳に達する日以後である場合には、「当該末日」と読み替える規定が設けられました。

1歳を超えてパパ・ママ育休を取っている人は、その育休が終了時点で、保育所等に入れられないなどの要件により判断します。